

バイオマス産業都市推進協議会 入退会及び会員に関する規程

(入会申込書)

第1条 バイオマス産業都市推進協議会規約（以下「本協議会規約」という。）第5条第1項により総会の議決を経て別に定めることとなっている入会申込書は、別紙1のとおりとする。

(会員の資格)

第2条 本協議会規約第5条第2項により総会の議決を経て別に定めることとなっている会員の基準は、次のとおりとする。

- 一 会員となるものは、次に掲げるいずれの一つにも該当しないものとする。
 - イ 会員である法人若しくは団体が解散したとき。
 - ロ 本協議会規約第8条により除名されたことがあるもの。
 - ハ 本協議会活動の推進を阻害する言動のあることが明確に証されるもの。
 - ニ 本協議会活動の推進にとって、社会通念上、好ましくないと判断されるもの。
- 二 正会員及び賛助会員の資格区分は、次のとおりとする。
 - ① 正会員
 - ア バイオマス産業都市に選定された地域（地方公共団体）であって、本協議会規約第3条の取組の運営に参画しようとするもの。
 - ② 賛助会員
 - ア 地方公共団体：バイオマス産業都市の選定を目指す又はバイオマス産業都市に関心を有する地方公共団体であって、本協議会活動に賛助協力しようとするもの。
 - イ 法人：民間企業及び営利を目的とする団体であって、本協議会活動に賛助協力しようとするもの。
 - ウ 団体：特殊法人、公益法人、一般法人、NPO法人及び任意団体であって、本協議会活動に賛助協力しようとするもの。
 - ③ オブザーバー
 - ア バイオマス産業都市関係府省連絡会議を構成する7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）、国立開発研究法人、政府系金融機関又は政府の出資等を原資として民間企業等に出資又は融資を行う法人又は団体（以下「官民ファンド等」という。）であって、本協議会活動を支援協力しようとするもの。

(会員の会費)

第3条 本協議会規約第6条第1項により総会の議決を経て別に定めることとなっている会員の会費は、次の表に掲げるとおりとし、会員は表に掲げる区分に応じ、毎年度、少なくとも一口の年会費を納入するものとする。

2 会費納入の具体的な時期、方法については、本協議会規約第25条に定める事務局の指示に従うものとする。

会員区分	資格区分	年会費 (円/口)	
正会員	バイオマス産業都市に選定された地域 (地方公共団体)	10,000	
賛助会員	地方公共団体 (バイオマス産業都市の選定を目指す地域、及びバイオマス産業都市に関心を有する地域)	20,000	
	法人 (メーカー、コンサル、金融機関等)	資本金5千万円未満	20,000
		資本金5千万円以上10億円未満	50,000
		資本金10億円以上	100,000
団体		20,000	
オブザーバー	関係府省 (内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)、国立開発研究法人、政府系金融機関、官民ファンド等	なし	
備考	注1. 2019年度 (平成31年度) 会費より納入するものとする。 注2. 各年度の10月1日以降に入会申込みを行い承認された正会員又は賛助会員にあっては、その年度の会費は上記の半額とする。		

(退会届)

第4条 本協議会規約第7条により総会の議決を経て別に定めることとなっている退会届は、別紙2のとおりとする。

(付 則)

本規程は、2018年10月29日から施行する。

バイオマス産業都市推進協議会入会申込書

バイオマス産業都市推進協議会 会長 殿

バイオマス産業都市推進協議会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

年 月 日

[申込者名捺印]

印

法人名・団体名 及 び 代表者氏名	(フリガナ)
主たる 事業所所在地	〒 - 都道府県 区市町村 (電話) () - (FAX) () - (ホームページアドレス)
バイオマス 産業都市推進 協議会関係業務 担当部課 及 び 担当者職氏名	(担当部課名) (担当者職氏名) (フリガナ) 〒 - 都道府県 区市町村 (電話) () - (FAX) () - (E-Mail)
会費口数	口
資本金	円 (※法人の場合のみご記入願います)
備考	

※備考には、連絡事項等があれば、ご記入願います。

(別紙2)

年 月 日

退 会 届

バイオマス産業都市推進協議会 会長 殿

[退会届出者署名捺印]

住所

団体名及び氏名 _____ 印

年 月 日付で、貴協議会を退会いたしたいので、よろしくお取り計らいください。

以上